

インクルーシブ教育システムとは、 障害のある者と、障害のない者が共に学ぶ仕組。

- ※ 障害のある者が教育制度一般から排除されないこと。
- ※ 自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること。
- ※ 個人に必要な「合理的配慮」が提供されること。
- ※ 同じ場で共に学ぶことを追求する。
- ※ 自立と社会参加を見すえて、教育的ニーズにもっとも的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組を整備する。
- ※ 小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておく必要がある。

インクルーシブ教育システムの構築が求められた背景は何？



平成 18 年 12 月に国連で採択された「障害者権利条約」に、日本は、平成 19 年 9 月に署名しています。(批准はまだでした)

「障害者権利条約」は、障害者の人権・基本的自由の享有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重の促進を目的としています。障害を理由にするあらゆる差別を禁止し、障害者の社会への参加（共生社会：インクルーシブ社会）の促進等を規定した条約です。

日本は、平成 23 年 8 月に「障害者基本法」を改正し、翌 24 年 6 月に「障害者総合支援法」を公布しました。併せて平成 25 年 6 月に障害者差別解消法の公布、障害者雇用促進法の改正を行い、障害者権利条約を批准するための国内法の整備を進めてきました。

そして、平成 25 年 12 月 4 日の参議院本会議において「障害者権利条約」の批准が承認されました。

この流れを受けて、「教育」分野においても、障害のある児童生徒が障害を理由に差別されることなく、障害のあるものも、ないものも共に学ぶ仕組（インクルーシブ教育システム）を構築することが強く求められるようになりました。

平成 24 年 7 月に中央教育審議会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が発表されました。

共生社会とは、障害のある人も積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のことです。

